

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年7月22日改定）**

■スマートフォンアプリ利用規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>A T M検索アプリ 第2条（総則）</p> <p>本章及び第4章は、当行が提供するA T M検索アプリ（以下本章において「本アプリ」といいます。）の利用に関する条件を、利用者と当行との間で定めるものです。</p> <p>本章及び第4章については、利用者が本アプリを利用端末にインストールした時点で同意いただいたものとみなしますので、ご利用の前に必ずお読みください。本章及び第4章が、日本語以外の言語に翻訳され、日本語版と翻訳版との間に解釈の相違等が生じた場合には、日本語版が優先するものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>A T M検索アプリ 第2条（総則）</p> <p>本章及び第5章は、当行が提供するA T M検索アプリ（以下本章において「本アプリ」といいます。）の利用に関する条件を、利用者と当行との間で定めるものです。</p> <p>本章及び第5章については、利用者が本アプリを利用端末にインストールした時点で同意いただいたものとみなしますので、ご利用の前に必ずお読みください。本章及び第5章が、日本語以外の言語に翻訳され、日本語版と翻訳版との間に解釈の相違等が生じた場合には、日本語版が優先するものとします。</p> <p>（同左）</p>
<p>第4条（本サービスの利用）</p> <p>1 本アプリのインストール完了時に、利用者と当行との間で、本章及び第4章に基づく契約が成立し、利用者は本アプリを利用することができるようになります。</p> <p>2 利用者は、本章及び第4章に違反しない範囲内で、当行の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>第4条（本サービスの利用）</p> <p>1 本アプリのインストール完了時に、利用者と当行との間で、本章及び第5章に基づく契約が成立し、利用者は本アプリを利用することができるようになります。</p> <p>2 利用者は、本章及び第5章に違反しない範囲内で、当行の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。</p> <p>3～5（同左）</p>
<p>第3章 ゆうちょダイレクト残高照会アプリ 第8条（総則）</p> <p>本章及び次章は、当行が提供するゆうちょダイレクト残高照会アプリ（以下本章において「本アプリ」といいます。）の利用に関する条件を、利用者と当行との間で定めるものです。</p> <p>利用者は、本アプリの利用にあたって本章及び次章に同意いただく必要がありますので、ご利用の前に必ずお読みください。</p>	<p>第3章 ゆうちょダイレクト残高照会アプリ 第8条（総則）</p> <p>本章及び第5章は、当行が提供するゆうちょダイレクト残高照会アプリ（以下本章において「本アプリ」といいます。）の利用に関する条件を、利用者と当行との間で定めるものです。</p> <p>利用者は、本アプリの利用にあたって本章及び第5章に同意いただく必要がありますので、ご利用の前に必ずお読みください。</p>
<p>第9条（適用範囲）</p> <p>1 本章及び次章は、本アプリの利用に関する基本的な事項を規定します。</p> <p>2 本章及び次章は、本アプリの利用に関し、当行及び利用者に対して適用されます。</p> <p>3 利用者は、本章及び次章の内容について同意のうえ、本アプリを利用するものとします。</p> <p><u>4 当行が、当行所定のホームページ又は本アプリ上に本サービスに関する個別規定や追加規定（以下本章において「個別規定等」といいます。）を掲載する場合、それらは本章及び次章の一部を構成するものとし、個別規定等が本章及び次章と抵触する場合には、個別規定等が優先されるものとします。</u></p> <p>5 本章及び次章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクト規定を準用します。</p> <p><u>6 当行所定のホームページ、本アプリ又は本サービスの提供に際してリンクされた他のホームページ、アプリケーションその他のサービス（以下、本章において本アプリ又は本サービスの提供に際してリンクされた他のホームページ、アプリケーションその他のサービスを総称して「外部サービス等」といいます。）については、ゆうちょダイレクト規定及び外部サービス等に定められる利用規定等に従ってご利用ください。</u></p>	<p>第9条（適用範囲）</p> <p>1 本章及び第5章は、本アプリの利用に関する基本的な事項を規定します。</p> <p>2 本章及び第5章は、本アプリの利用に関し、当行及び利用者に対して適用されます。</p> <p>3 利用者は、本章及び第5章の内容について同意のうえ、本アプリを利用するものとします。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4 本章及び第5章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクト規定を準用します。</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>第10条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクト規定の用語の定義と同義とします。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③「利用者」</p> <p>ダイレクトサービスの利用口座の保有者のうち、本章及び次章に同意のうえ第13条に定める手続を行い、本サービスを利用する者又は利用</p>	<p>第10条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクト規定の用語の定義と同義とします。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③「利用者」</p> <p>ダイレクトサービスの利用口座の保有者のうち、本章及び第5章に同意のうえ第13条に定める手続を行い、本サービスを利用する者又は利</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年7月22日改定）**

改定前	改定後
<p>しようとする者をいいます。 ④～⑦（略）</p>	<p>用しようとする者をいいます。 ④～⑦（同左）</p>
<p>第13条（本サービスの利用） 1（略） 2 本サービスの利用可能時間は、24時間365日（ただし、システムメンテナンス等による本サービスの中断時を除きます。）とし、利用者は、本章及び次章に違反しない範囲内で、当行の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。 3～12（略）</p>	<p>第13条（本サービスの利用） 1（同左） 2 本サービスの利用可能時間は、24時間365日（ただし、システムメンテナンス等による本サービスの中断時を除きます。）とし、利用者は、本章及び第5章に違反しない範囲内で、当行の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。 3～12（同左）</p>
<p>第16条（本サービスにおける禁止事項） 利用者は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。 ①～⑬（略） ⑭ 本章、次章及び個別規定等並びに本サービスの趣旨・目的に反する行為 ⑮～⑰（略）</p>	<p>第16条（本サービスにおける禁止事項） 利用者は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。 ①～⑬（同左） ⑭ 本章及び第5章並びに本サービスの趣旨・目的に反する行為 ⑮～⑰（同左）</p>
<p>第17条（利用停止等） 1 当行は、利用者が次の各号の一にでも該当し又は該当するおそれがあると当行が判断した場合には、利用者情報等の削除、本サービスの利用停止又は制限その他適切な措置をすることができるものとします。 ① 本章及び次章に違反した場合 ②～⑨（略） 2～3（略）</p>	<p>第17条（利用停止等） 1 当行は、利用者が次の各号の一にでも該当し又は該当するおそれがあると当行が判断した場合には、利用者情報等の削除、本サービスの利用停止又は制限その他適切な措置をすることができるものとします。 ① 本章及び第5章に違反した場合 ②～⑨（同左） 2～3（同左）</p>
<p>第19条（保証の否認及び免責） 1 当行は、本サービス及び外部サービス等から得られる情報その他本サービスにより利用者が取得し得る一切の情報が、利用者の特定の目的に適合すること、利用者が期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性等を有すること、本サービスの利用が利用者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること及び不具合（セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みますが、これらに限りません。以下本章において同じとします。）が生じないことについて、何ら保証するものではありません。 2～9（略）</p>	<p>第19条（保証の否認及び免責） 1 当行は、本サービスから得られる情報その他本サービスにより利用者が取得し得る一切の情報が、利用者の特定の目的に適合すること、利用者が期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性等を有すること、本サービスの利用が利用者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること及び不具合（セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みますが、これらに限りません。以下本章において同じとします。）が生じないことについて、何ら保証するものではありません。 2～9（同左）</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第4章 ゆうちょ認証アプリ</u> <u>第21条（総則）</u> <u>本章及び次章は、当行が提供するゆうちょ認証アプリ（以下本章において「本アプリ」といいます。）の利用に関する条件を、利用者（本章において、ダイレクトサービスの利用口座の保有者のうち、本章及び次章に同意のうえ第24条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。）と当行との間で定めるものです。</u> <u>利用者は、本アプリの利用にあたって本章及び次章に同意いただく必要がありますので、ご利用の前に必ずお読みください。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第22条（適用範囲）</u> <u>1 本章及び次章は、本アプリの利用に関する基本的な事項を規定します。</u> <u>2 利用者は、本章及び次章の内容について同意のうえ、本アプリを利用するものとします。</u> <u>3 本章及び次章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクト規定を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクト規定の用語の定義と同義とします。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第23条（本サービス）</u> <u>1 本アプリにおいて利用可能なサービス（以下本章において「本サービス」といいます。）は、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</u> <u>① ダイレクトサービスを利用するためにゆうちょダイレクトにログインする際、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて、利用</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年7月22日改定）**

改定前	改定後
	<p><u>者の生体情報（指紋、顔等の身体の一部の特徴のうち、当行所定のものを用いて本人確認を行う取扱い（以下本章において「生体認証」といいます。）</u></p> <p><u>② ダイレクトサービスにおいて以下に掲げる取扱いを利用する際、うち</u> <u>ちよダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて、利用者から通知された番号と本アプリにおいて利用者があらかじめ登録した番号（以下本章において「PINコード」といいます。）の一致を確認することにより</u> <u>利用者の本人確認を行う取扱い（以下本章において「取引認証」といいます。）</u></p> <p><u>A 電信振替</u> <u>B 振込</u> <u>C ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス</u> <u>D 連動振替決済サービス</u> <u>E 国際送金</u> <u>F 送金限度額の変更（減額する変更に限ります。）</u> <u>G 届出事項の変更（当行所定のものに限ります。）</u> <u>H その他当行所定の取扱い</u></p> <p><u>③ その他当行が別途定める取扱い</u></p> <p><u>2 本サービスを利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、</u> <u>同規定第 25 条（免責事項）第 2 項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証又は取引認証」と、</u> <u>同条第 2 項、第 6 項及び第 26 条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報又は PINコード」と読み替えるものとします。</u></p>
(新設)	<p><u>第 24 条（本サービスの利用）</u></p> <p><u>1 利用者は、通信端末のうち、当行が別途指定するもので、かつ、利用者が</u> <u>所有又は管理するもの（以下本章において「本端末」といいます。）を使用して</u> <u>当行所定のアプリストアから本アプリをダウンロードのうえ本端末にインストールを開始し、</u> <u>本サービスの利用を申し込みます。インストールの完了により、</u> <u>当行が申込みを承諾したものとし、利用者は本アプリにより本サービスを利用することができるようになります。</u> <u>動作確認済の端末及び OS については、当行所定のホームページをご覧ください。</u></p> <p><u>2 本アプリのインストール後、本サービスのご利用にあたっては、次条第 2 項に</u> <u>定める利用者の生体情報の登録が必要となります。登録後は、ダイレクトサービス</u> <u>において、ワンタイムパスワードを利用した方法による本人確認は行いません。</u> <u>また、生体情報の登録後において、生体認証に代えて、再度、ワンタイムパスワードを利用した方法による本人確認を希望する場合は、</u> <u>ゆうちょダイレクトを一旦廃止していただき、再度お申込みいただく必要があります。</u></p> <p><u>3 前項の生体情報の登録後、利用者は PINコードの登録を行うことができます。</u> <u>PINコードの登録を行わない場合、ダイレクトサービスにおいて前条第 1 項②A から H までに掲げる取扱いが利用できません。</u></p> <p><u>4 第 2 項の生体情報の登録後において、生体認証を利用せず、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法によりゆうちょダイレクトにログインした場合、</u> <u>ダイレクトサービスにおいて前条第 1 項②A から H までに掲げる取扱いが利用できません。</u></p> <p><u>5 本サービスの利用可能時間は、24 時間 365 日（ただし、システムメンテナンス等による本サービスの中断時を除きます。）とし、</u> <u>利用者は、本章及び次章に違反しない範囲内で、当行の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。</u></p> <p><u>6 利用者は、本アプリを日本国内に限って利用するものとします。</u></p> <p><u>7 本アプリを利用することができる端末の台数は、ゆうちょダイレクト 1 契約につき 1 台のみとします。</u></p> <p><u>8 本アプリは、利用者が私的に利用する目的でのみ利用することができ、販売、</u> <u>配布又は開発等の私的利用以外の目的で利用してはならないものとし</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年7月22日改定）**

改定前	改定後
	<p>ます。</p> <p>9 <u>利用者は、本アプリを、当行が提供する状態でのみ利用するものとし、本アプリの複製、修正、変更、改変又は翻案を行ってはならないものとします。</u></p> <p>10 <u>本サービスの提供を受けるために必要な通信端末、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとします。</u></p> <p>11 <u>利用者は、本端末がコンピュータウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。</u></p> <p>12 <u>本端末に本アプリをインストールしたものが盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがある場合は、第三者による不正利用を避けるため、利用者は、速やかに契約している通信サービス事業者に連絡するものとします。また、ゆうちょダイレクト等の利用停止を行う場合は、当行に連絡するものとします。</u></p>
(新設)	<p><u>第25条（生体認証）</u></p> <p>1 <u>生体認証は、本端末が生体情報に関する認証機能に対応している場合のみ利用できます。また、本端末が生体情報に関する認証機能に対応している機種であっても、端末自体の制約によりご利用いただけない場合があります。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、登録する生体情報の選択は、利用者自身の判断と責任において行うものとします。</u></p> <p>2 <u>生体認証は、あらかじめ利用者の生体情報を本端末に登録のうえ、当該生体情報を当行所定の手続により本アプリに認証データ（生体認証で用いるために、生体情報を暗号化したデータをいいます。以下本章において同じとします。）として登録すること、又は利用者の生体情報を当行所定の手続により本アプリに認証データとして登録することをご利用いただけます（以下本アプリに認証データとして登録された生体情報を本章において「登録生体情報」といいます。）。</u></p> <p>3 <u>本アプリは登録生体情報とゆうちょダイレクトへのログイン時に都度入力された生体情報との照合の確実性等を保証するものではありません。</u></p> <p>4 <u>第三者の生体情報を本アプリに登録してはなりません。利用者は、第三者の生体情報が本アプリに登録されることのないよう、利用者の責任において本端末を厳重に管理するものとします。</u></p> <p>5 <u>登録生体情報は当行のサーバーに保管されるのではなく、利用者の端末内で管理しているため、当行は、登録生体情報を取得せず、登録生体情報の管理責任を負いません。登録生体情報及びその保存された端末は、利用者の責任において厳重に管理するものとします。</u></p> <p>6 <u>当行は、生体認証の際に利用者が入力した生体情報と登録生体情報の一致を確認した場合、利用者が生体認証を利用したものとみなし、登録生体情報の偽造、変造、盗用若しくは不正使用、又は端末の盗用、使用上の過誤、第三者の使用若しくは不正アクセス等により利用者へ生じた損害があっても、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。</u></p> <p>7 <u>生体情報の登録後、端末の設定その他のご利用環境の変更（利用者の生体情報の変化等を含みます。）や本アプリのアップデート等により登録生体情報のご利用できなくなる場合があります。この場合、再度、本アプリに利用者の生体情報を認証データとして登録するため、当行所定の手続を行う必要があります。</u></p> <p>8 <u>生体認証の照合を一定回数失敗するとロックがかかり、生体認証が利用できなくなります。ロックの解除方法は端末によって異なります。</u></p> <p>9 <u>利用者が本端末を変更される場合は、変更後の端末において再度、本アプリに利用者の生体情報を認証データとして登録（以下本章において「再登録」といいます。）するため、当行所定の手続を行う必要があります。この場合、利用者は、本端末から本アプリをアンインストールするものとし、変更後の端末において再登録後は、変更前の端末において本サービスの利</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年7月22日改定）**

改定前	改定後
	<p><u>用はできません。</u></p> <p><u>10 生体情報の登録後に、パーソナルコンピュータにおいてゆうちょダイレクトにログインする際にも、パーソナルコンピュータ及び本端末において当行所定の操作を行うことにより、本端末を利用して生体認証を行うことができます。</u></p> <p><u>11 前項に従い、パーソナルコンピュータにおいてゆうちょダイレクトにログインしたうえで第23条第1項②AからHまでに掲げる取扱いを利用する場合には、当該パーソナルコンピュータ及び本端末において当行所定の操作を行い、PINコードを入力するものとします。</u></p>
(新設)	<p><u>第26条（PINコードの管理等）</u></p> <p><u>1 利用者は、自己の責任において、PINコードを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。</u></p> <p><u>2 当行は、取引認証の際に利用者から通知された番号と本アプリに登録されているPINコードの一致を確認した場合、利用者が取引認証を利用したものとみなし、PINコードにつき盗用等の不正利用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>3 利用者は、PINコードを設定する場合、生年月日、電話番号等の第三者から推測されやすい文字列を避け、キャッシュカードの暗証番号と異なる番号を設定し、当行所定の変更画面で不定期的又は一定期間ごとに変更するものとします。</u></p> <p><u>4 利用者がPINコードを一定回数超えて誤入力した場合又はPINコードを失念した場合は、PINコードを再設定するため、当行所定の手続を行う必要があります。</u></p> <p><u>5 PINコードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>6 利用者は、PINコードが盗用され若しくは第三者に使用されていることが判明した場合又は第三者に使用されるおそれが生じた場合には、直ちにその旨を当行に連絡するとともに、当行からの指示に従うものとします。</u></p>
(新設)	<p><u>第27条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</u></p> <p><u>1 当行は、利用者に事前の通知又は公表をすることなく、当行の判断により、本サービスの機能追加・機能削除・機能変更等の一切のサービス内容の追加又は変更ができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。</u></p> <p><u>2 当行は、当行の判断により本サービスの全部又は一部の提供・運営を終了することができるものとします。この場合において、当行は、当行が適当と判断する方法で利用者にあらかじめその旨通知又は公表します。ただし、緊急の場合は利用者への通知又は公表が事後になる場合があります。</u></p> <p><u>3 当行は、次の各号の事由が生じた場合には、利用者に事前に通知又は公表することなく、本サービスの全部又は一部を中断することができるものとします。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>① 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>② アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>③ 利用者のセキュリティを確保する必要性が生じた場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>④ 電気通信事業者の役務が提供されない場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>⑤ 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>⑥ 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>⑦ 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>⑧ その他前各号に準じ当行が必要と判断した場合</u></p> <p><u>4 当行は、本条に基づき当行が行った措置により利用者又は第三者に生じた損害について責任を負いません。</u></p>
(新設)	<p><u>第28条（本サービスにおける禁止事項）</u></p> <p><u>利用者は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号の</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年7月22日改定）**

改定前	改定後
	<p><u>いずれかに該当する行為をしてはなりません。</u></p> <p>① <u>当行又は他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為</u></p> <p>② <u>法令、裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為</u></p> <p>③ <u>当行又は他の利用者その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為</u></p> <p>④ <u>当行又は他の利用者その他の第三者に成りすます行為</u></p> <p>⑤ <u>他の利用者の生体情報又はP I Nコードを利用する行為</u></p> <p>⑥ <u>本サービス、当行、他の利用者その他の第三者の信用を失墜・毀損させる行為</u></p> <p>⑦ <u>本サービスに関わる記載、機能について、無断でそのコピー、複製、アップロード、掲示、電送、配布等をする行為</u></p> <p>⑧ <u>営利・非営利にかかわらず、当行所定のホームページ並びに本サービスにて提供される記載及び機能を修正、変更、編集、切除その他改変する行為又は頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化、上映を行い若しくは第三者をしてこれらを行わせる行為</u></p> <p>⑨ <u>本アプリ及びその複製物等を利用者又は第三者が制作又は運営するホームページ等においてダウンロードすることができるようにする行為</u></p> <p>⑩ <u>本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為</u></p> <p>⑪ <u>本サービスに接続しているシステム全般に権限なく不正にアクセスし又は当行設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為その他当行に損害を与える行為</u></p> <p>⑫ <u>故意に虚偽の情報等を公開し又は投稿する行為</u></p> <p>⑬ <u>他の利用者の情報の収集を目的とする行為</u></p> <p>⑭ <u>本章及び次章並びに本サービスの趣旨・目的に反する行為</u></p> <p>⑮ <u>前各号の行為を直接若しくは間接に惹起し又は容易にする行為</u></p> <p>⑯ <u>その他当行が不適切と判断する行為</u></p>
(新設)	<p><u>第29条（利用停止等）</u></p> <p>1 <u>当行は、利用者が次の各号の一にでも該当し又は該当するおそれがあると当行が判断した場合には、事前に通知することなく、利用者情報（利用者が本サービスの利用に際して登録、提供した情報、本サービス利用中に当行が必要と判断して登録、提供を求めた情報及びこれらの情報について利用者自身が追加、変更を行った場合の当該情報をいいます。以下本章において同じとします。）等の削除、本サービスの利用停止又は制限その他適切な措置をすることができるものとします。</u></p> <p>① <u>本章及び次章に違反した場合</u></p> <p>② <u>当行に提供した情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合</u></p> <p>③ <u>当行、他の利用者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的若しくは方法で本サービスを利用し又は利用しようとした場合</u></p> <p>④ <u>手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合</u></p> <p>⑤ <u>死亡した場合又は未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人若しくは補助人の同意等を得ていなかった場合</u></p> <p>⑥ <u>当行の貯金等共通規定第11条各号のいずれかを満たさないものと当行が判断した場合</u></p> <p>⑦ <u>一定期間ご利用がなく、当行からの連絡に対し不通である又は応答がない場合</u></p> <p>⑧ <u>本サービスの運営・保守管理上必要であると当行が判断した場合</u></p> <p>⑨ <u>ゆうちょダイレクトの利用が停止又は廃止された場合</u></p> <p>⑩ <u>その他前各号に類する事由があると当行が判断した場合</u></p> <p>2 <u>利用者は、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合であっても、当行及び第三者に対するサービス利用契約上の一切の義務及び</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年7月22日改定）**

改定前	改定後
	<p><u>債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。また、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合、当行は利用者情報、利用履歴に関する情報その他コンテンツ（利用者が本サービスを通じてアクセスすることができる情報（文章、画像、イメージ、文字、音、ソフトウェア、プログラム、コードその他のデータを含みますが、これらに限られません。）をいいます。）について継続して保有する義務を負わないものとします。</u></p> <p><u>3 当行は、本条に基づき当行が行った利用停止等の措置によって利用者が生じた損害について責任を負わず、本サービスの利用停止等の後も、利用者が当行に提供した情報を保有・利用することができるものとします。</u></p>
(新設)	<p><u>第 30 条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い）</u></p> <p><u>1 利用者は、利用者情報その他の利用者に関する情報を、当行のプライバシーポリシー及びゆうちょダイレクト規定に従い当行が取り扱うことについて、同意するものとします。</u></p> <p><u>2 当行は、本サービスの利用状況を把握するため、アプリ起動ログ、ブラウザ閲覧ログ等を収集する場合があります。</u></p> <p><u>3 当行は、利用者が当行に提供した利用者情報その他の情報及びデータを、当行の裁量で、本サービスの提供及び運用並びにサービス内容の改良及び向上等の目的のために利用し又は個人を特定できない形での統計的な情報として公開することができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。</u></p>
(新設)	<p><u>第 31 条（保証の否認及び免責）</u></p> <p><u>1 当行は、本サービスから得られる情報その他本サービスにより利用者が取得し得る一切の情報が、利用者の特定の目的に適合すること、利用者が期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性等を有すること、本サービスの利用が利用者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること及び不具合（セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みますが、これらに限りません。以下本章において同じとします。）が生じないことについて、何ら保証するものではありません。</u></p> <p><u>2 利用者は、本アプリがすべての通信端末に対応していることを当行が保証するものではないこと、また、仮に本サービスの利用開始時に対応していた場合でも、本サービスの利用に供する通信端末のOSのバージョンアップ等に伴い本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、あらかじめ了承するものとします。当行は、かかる不具合が生じた場合に当行が行うプログラムの修正等により当該不具合が解消されることを保証するものではありません。</u></p> <p><u>3 利用者は、当行所定のアプリストアの利用規約の変更等に伴い、本アプリ及び本サービスの全部又は一部の利用が制限される可能性があることを、あらかじめ了承するものとします。</u></p> <p><u>4 利用者は、利用者が本サービスを利用する環境や通信状況の変化その他の外部的事情により、本サービスの精度が低下する場合があることにつき、あらかじめ了承するものとします。</u></p> <p><u>5 当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、本サービスを通じて利用者が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故障若しくは損傷又は当行から提供された情報を元に利用者が独自に判断して行った行為に起因する損害その他事由の如何を問わず、当行の責に帰すべき事由がある場合（利用者があらかじめ了承しているものとして、第 27 条、第 29 条及び本条所定の事由により本サービスを利用できない場合は、当行の責に帰すべき事由がある場合に該当しないものとします。）を除き、本サービスに起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。</u></p> <p><u>6 当行は、利用者情報（登録生体情報を除きます。）を、実績があると当行が判断したクラウド環境のもとで、安全性の高いネットワーク上に保存します。しかしながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証するものではなく、保存された利用者情報等その他の情報の消失に起因して</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年7月22日改定）**

改定前	改定後
	<u>生じた損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。</u>
(新設)	<p><u>第32条（紛争処理及び損害賠償）</u></p> <p><u>1 利用者は、本章に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当行に損害を与えた場合、当行に対しそのすべての損害を賠償しなければなりません。</u></p> <p><u>2 利用者による本サービスの利用に関連して、当行が、他の利用者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合、利用者は、当該請求に基づき当行が当該第三者に支払いを余儀なくされた金額及び当該請求にかかる紛争等の解決のために当行が負担した金額を賠償しなければなりません。</u></p> <p><u>3 本サービスに関連して利用者が被った損害について、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p>
<p>第4章 雑則</p> <p>第21条（本規定及び個別規定等の変更）</p> <p><u>1 当行は、当行の都合により、本規定の内容を変更又は追加できるものとします。</u></p> <p><u>2 当行は、前項により本規定を変更した場合には、変更日及び変更内容を当行所定のホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により公表するものとし、当該変更内容の公表後、利用者が変更日以降に第3条及び第10条において定義する本サービスを利用した場合には、利用者は、本規定の変更に同意したものとみなします。</u></p>	<p>第5章 雑則</p> <p>第33条（本規定の改定）</p> <p><u>1 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>2 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
<p>第22条（準拠法）</p> <p>本規定の準拠法は、日本法とします。</p>	<p>第34条（準拠法）</p> <p>本規定の準拠法は、日本法とします。</p>
<p>第23条（合意管轄裁判所）</p> <p>本規定に起因し又は関連する一切の紛争については、訴訟額の多少にかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第35条（合意管轄裁判所）</p> <p>本規定に起因し又は関連する一切の紛争については、訴訟額の多少にかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

以上